

クーリング・オフってどんな制度？

「クーリング・オフ」とは契約の申込や締結をした場合でも、一定の期間内であれば、無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。



(1) 事業者から「不用品を買い取る」と電話があり来訪を依頼。不用品を見た後「貴金属はないか」と言われ、なかなか帰らないので、仕方なく金のネックレスを2万円で売却した。

(2) 「10万円の全身脱毛」の交流サイト(Sns)広告を見てクリニックへ行くと「別のコースの方が効果が高い」と80万円のコースを勧められ契約した。



<アドバイス>

1、クーリング・オフは利用できる取引が法律などで決まっています！！

(訪問販売、電話勧誘、訪問購入、特定継続的役務提供(エステや美容医療など)など6つの方法と、事業者が自主的に規定している場合です)

2、ネット販売等の通販や店舗購入はクーリング・オフできません！！

3、クーリング・オフが利用できる期間は決まっています！！

(申込書または契約書を受け取った日で早い日から数えて、8日間か20日間です)

4、クーリング・オフ期間内であれば、商品を使用したり、サービスを受け

ていても利用できます！！

(契約書面の内容に不備があれば、期間を過ぎていてもクーリング・オフできます)

5、クーリング・オフは電話でなく、はがき等の書面で送ります！！

(両面をコピーして保存し、特定記録郵便や簡易書留で記録が残る方法で送ります)



6、スマートフォンやパソコン等の電磁的記録でもクーリング・オフできるよ

うになりました！！



(電子メールやファックスの場合は送信記録、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームの場合は画面をスクリーンショットして保存しましょう)

1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター(相談窓口)もしくは消費者ホットライン188へ電話！！